

阿岐のまほろば 特集号

史跡安芸国分寺跡

— 出土木簡とその概要 —

奈良時代、聖武天皇は疫病と飢饉や反乱などによる国土の荒廃を憂い、国家の鎮護を祈念する目的で、天平十三（七四一）年二月十四日、諸国に国分二寺（僧寺・尼寺）の建立を命じた。僧寺は「金光明四天王護国寺」、尼寺は「法華滅罪之寺」である。

ところがその造営ははかどらず、十五年後の天平勝宝八（七五六）歳五月に聖武天皇が亡くなると、翌月に国分僧寺の本尊、釈迦仏の出来上りを確認するため、都から使いが派遣された。進捗状況は芳しくなく、翌年の一周忌に向けて仏像と金堂を完成させるよう命令が出されている。同年十二月には一周忌に用いる仏具が安芸国を含めた二六カ国に配布された。

このように国分僧寺の完成、すなわち僧侶が住み、法会（法要）を営むようになった時期については不明な点が多い。

さて、古代安芸国の国分僧寺は、広島県東広島市西条町吉行に所在し、昭和十一（一九三六）年九月三日に国の史跡に指定された。東広島市と東広島市教育委員会は、この寺院跡を古代安芸国の民衆の力と英知が結集されたかけがえのない遺跡と捉え、市民をはじめ多くの人々が活用する必要性から歴史公園とすべく、保存整備事業に着手しているが、その発掘調査を財団法人東広島市教育文化振興事業団が受託して行っている。

こうしたなか、平成十二年八月から実施した第一二次調査で、史跡指定地の東端で木屑層が残るゴミ捨て穴（四五一号土坑）を検出した。出土遺物には木簡や墨書土器という文字資料が多く含まれ、後述するように国分寺における法会の始まりや造営過程について一石を投じるものと考えられる。

本冊子は、これら木簡群の中で比較的整理が進んでいる主要なものの三四点の概要を速報的に紹介するものである。

凡例

◎ 木簡の釈文については、次の符号を用いた。

「」 上端又は下端が原形をとどめていることを示す。
上端又は下端の側面に切り込みがあることを示す。
穿孔があることを示す。

○ 欠字文字のうち字数の確認できるもの。

□ 欠字文字のうち字数の数えられないもの。

× 前後に文字の続くことが推定されるが、破損によって文字が失われているもの。

・ 異筆、追筆。

〔 〕 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

（ ） 校訂に関する註で、本文に置き換えるべき文字を含む。

（ ） 右以外の校訂註及び説明註。

◎ 法量の単位はmmである。（ ） 付数字は破損品の残存数値を記入した。法量の下に記載した型式番号は木簡学会のものに準じた。その下に記した（ ） 付数字は遺物管理番号である。

（引用・参考文献、木簡学会編『木簡研究』第三号、二〇〇〇年ほか）



史跡安芸国分寺跡位置図（1：25,000）

遺構の概要

平成十二年八月から実施した第一二次調査は、史跡指定地の東側を対象として行った。その結果、寺域東側の中ほどには東西に湿地が広がり、排水を目的とした溝（四五〇号溝）がこの湿地から南に掘削されていることが明らかとなった。ところがこの溝の底を調査している最中に、それ以前に埋められた土坑（四五一号土坑）を検出した。

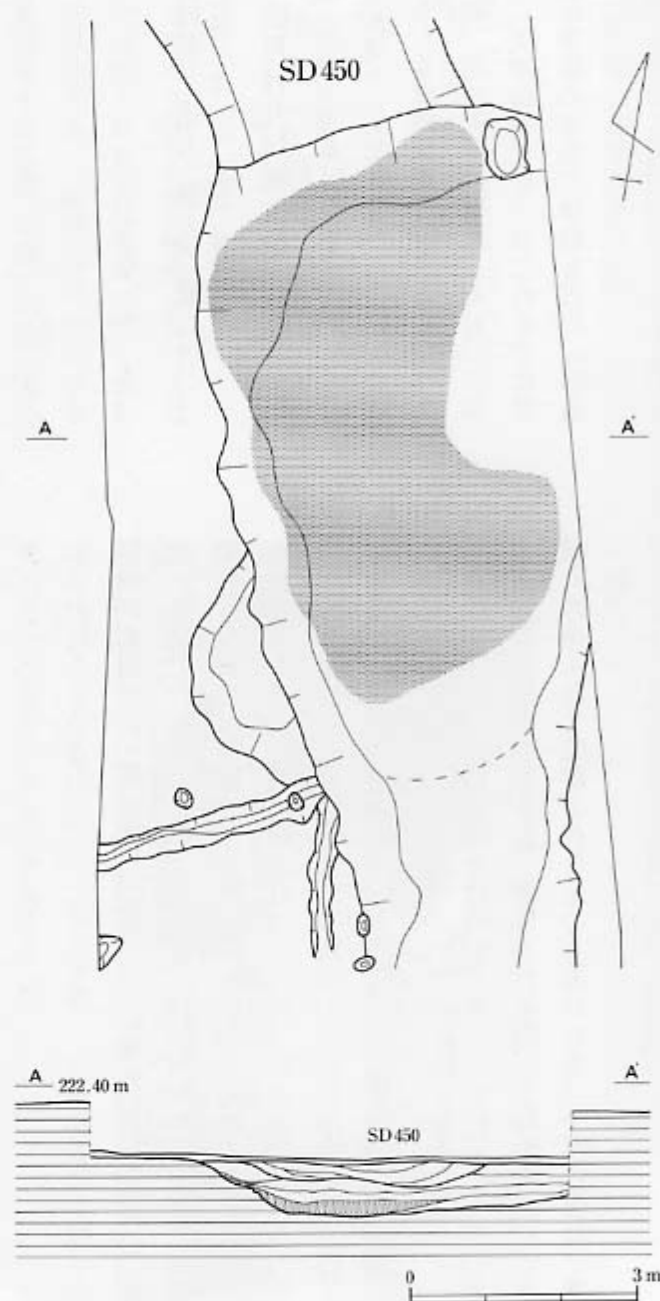
この土坑は、一部が調査区の東側に広がるが、平面形状は南北に長い台形状をなし、長軸約九・五m、短軸五m以上で、深さは検出面から約〇・六mを測るものである。しかし、付近の地形は北から南に傾斜しており、溝の底も南に行くにつれて徐々に低くなっている。このため土坑の

北端は一m近い深さがあるが、南端は土坑底面よりも幾分深く、壁は完全に壊されていた。

土坑の堆積を見ると、底面近くに木屑層が認められ、その上には人為的に埋められたと考えられる土が広がっていた。また、木屑層の中には木簡とともに多量の木製品・木片・桧皮・種子類、さらに須恵器・土師器・製塩土器・瓦などが混在していた。

こうした状況は、土坑がゴ

ミ捨て穴として掘られ、そこに多量の遺物がゴミとして投棄されたことを物語っている。また、これらの遺物はその広がりから、土坑の西側から投棄されたことが推定されるが、土器類からするとそれほど長期間にわたって利用されたとは考えにくい。なお、土器や瓦の中には上層に造られた溝の流水によって洗い出されたものがあり、土坑内のものと下流の溝内のものが接合する例が認められた。



451号土坑実測図 (1:100) アミ目は木屑層

木簡の釈文

(1)

〔四力〕「之之之」

斗目大夫御料者 送人秦人乙鷹付

『之之之之之之秦秦秦秦』

〔嶋力〕

・
×□ 天平勝寶二年四月廿九日帳佐伯マ足嶋

(553) $\times 49.5 \times 3.5$ 081 型式 (11)

現存部分の内容は、「某四斗をお送りいたします。目(国司の四等官)さまの分です。発送者(もしくは持参者)は秦人乙磨はたりのおとまり。この書類を作成したのは佐伯部足鳴さへべのたりあき。時に天平勝寶二(七五〇)年四月二十九日です」というもの。「天平勝寶二年」はこれまでに発見されている国分寺跡出土の紀年木簡のなかでは最も古い(但馬国分寺跡では天平神護三(七六七)年の例がある)。

「佐伯部」は、律令制以前に安芸の国造一族佐伯直の支配下にあったことを示す姓で、安芸地域にふさわしいものである。佐伯部



足嶋の肩書きの「帳」は目の従者かとも考えたが、郡司の一員「主帳」を略したものらしい。この時、目が何らかの用務で国分寺に滞在しており、某郡（佐伯部足嶋が主帳を勤める）から送られてきた目のための経費に付されていた送り状かと思われる。あるいは国分寺で行われた法会に安芸国司の目が何かを四斗寄付したのであるが、それを某郡から国分寺に届けた際の送り状かもしれない。

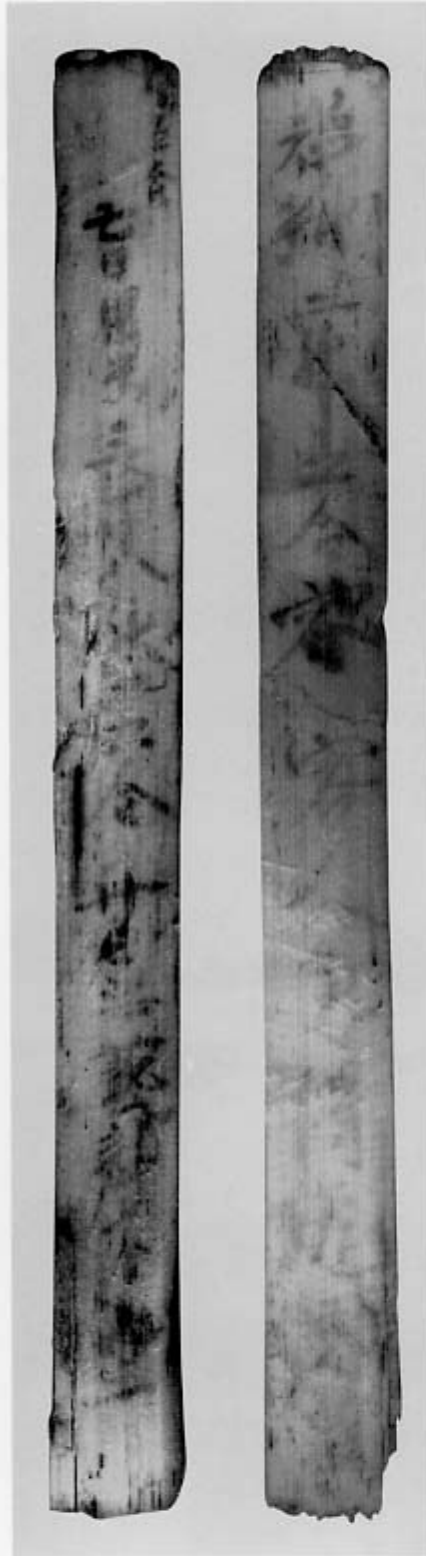
この木簡は、役目を終えたのち、表面左右に「之」や「秦」などと習書（落書き）され、捨てられる際、上端から縦に、さらに横に刃を入れて破砕されたものと思われる。下端は腐食が進んでいる。

(2)

- ・御料二升五合『容客人』〔恵得カ〕□□□□□□
- ・〔升カ〕×□五合
- ・七日用米三斗八升五合 廿日安藝郡□□□

(391)×36×7 019型式 (四)

米の支給などに関わる記録簡と思われる。下端はきれいに切り離されているが、上端は水平に刃を入れて折られ、未調整。文字のあり方では「七日」とある面の右上の細字が上に続いていた可能性を示す。廃棄の際二次的に切断されたのであろう。

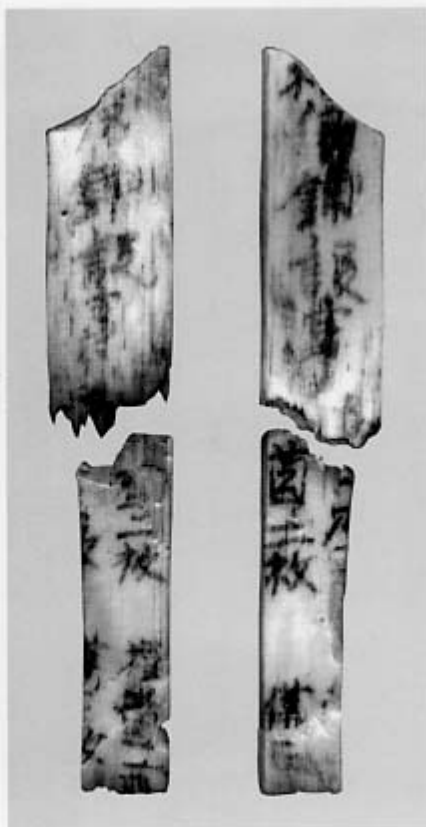


(3)

- ・×□郷鋪設事 〔薦カ〕□□×
- ・〔郷カ〕×□鋪設事 〔薦カ〕□□一枚
- ・〔薦カ〕□一枚 〔坐カ〕□〔枚カ〕茵二枚
- ・〔茵二枚〕○葆〔二カ〕□
- ・〔葆三カ〕□一枚 〔葆二カ〕□一枚

(180)×31×6 061型式 (七・一六)

上下二片に分かれて出土した。破断されたのは廃棄の際と思われる。ピンホール状の穴が一カ所貫通する。「鋪設」は、役所や寺院における座席の準備など設営を意味する言葉。「薦」・「茵」(後の



座布団のような敷物)や「葆(不明)」の設営作業を郷単位に割り当てたことを示すものであろうか。

(4)

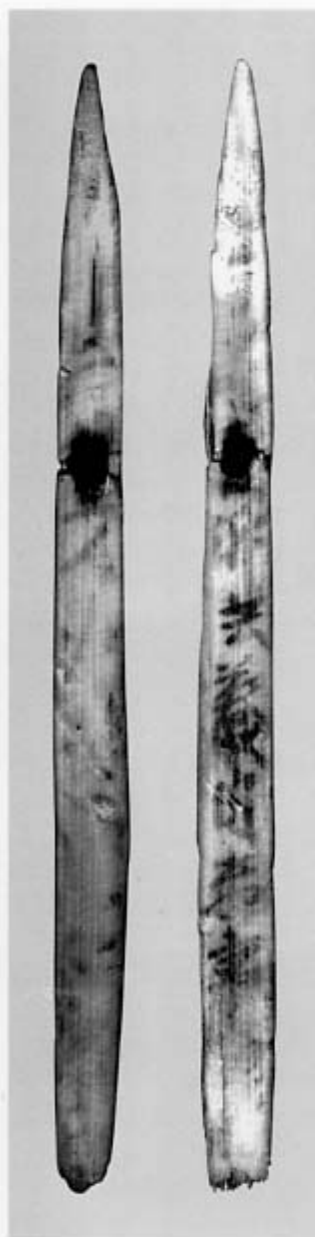
〔御供カ〕

・ □ □ □ □ 〇 □ □ 共養用米事

・ 二 □ □ □ □ 〇 一人

(295) × 22 × 6 081 型式 (二六)

尖頭部寄りに穴があり、そこで二つに折れている。形態からすると文字が逆さまに書かれていることになるが、短冊形の木簡を二次的に加工し、道具に再利用した結果と思われる。



(6)

〔山方郡葆く〕

88 × 21.5 × 3 032 型式 (一一)

〔山方郡^{やまがた}〕は、古代安芸国の郡名の一つ。山県を「山方」と表記する例は平安時代末の厳島文書にも見える。「葆」は不明であるが、木簡(3)に薦や茵とともに列記されている。木簡への切り込みの位置からすると文字が逆さまに書かれており、荷物に付けた後に文字を記入したものか。木簡(8)と同筆の可能性もある。



(5)

〔く佐伯郡米五斗〕

173 × 20 × 3.5 032 型式 (一)

〔佐伯郡^{さくへき}〕は、古代安芸国の郡名の一つ。「米五斗」は米一俵のこと(当時の五斗は今の二斗余り)。佐伯郡から送られてきた米俵に付されていた荷札である。



(7)

「山方郡六□佐良」

166×14×2 032型式(二九)

山県郡から送られた皿の荷札かと思われる。切り込みの位置からすると木簡(6)と同様に文字が逆さまに書かれていることになる。



(8)

「宇伎郷」

84×15×4 032型式(三〇)

「宇伎郷」は、『倭名抄』では「宇岐郷」と記す。山県郡の郷名の一つ。簀(簀)は葦や竹で編んだむしろのことか。



(9)

「高宮郡竹原」

193×24×7 032型式(一九)

「高宮郡」は、古代安芸国の郡名の一つで、「竹原郷」は『倭名抄』に見える同郡の郷名の一つ。

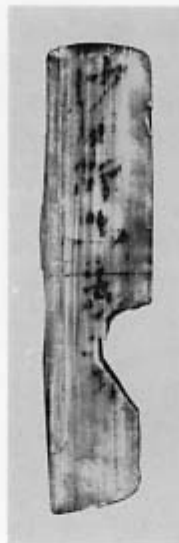


(10)

「沙田郡」

115×29×3.5 021型式(一四)

「沙田郡」は、古代安芸国の郡名の一つ。のち豊田郡と改称。



(11)

「沙田郡」

145×21×6 031型式(一五)



(12)

「木綿郷供料五斗」

180×24×4 031型式(五)

「木綿郷」は、『倭名抄』に見える賀茂郡の郷名の一つ。賀茂郡は国分寺の所在する郡である。



(13)

〔屋郷坐力〕

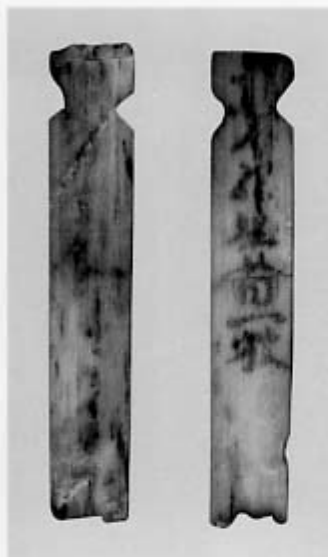
・「＜高□□□茵一枚」

• []

141×26×5 032型式 (二三)

032型式 (二三)

「高屋郷」たかやは、『倭名抄』に見える賀茂郡の郷名の一つ。



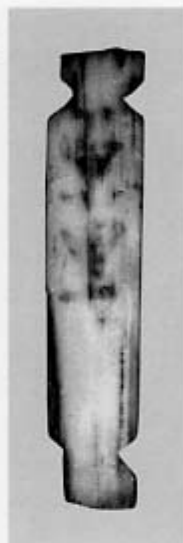
(14)

〔里力〕

「＜原□＞」

94×20×4

031型式(二五)



(22)

「枰子」

 $201 \times 23 \times 6$

02型式 (九)



「枅」は「椒」の省略された字体と思われ、「枅子」は山椒の実のことかと思われる。

(23)

< 封

(139) $\times 37 \times 3$ 081型汽 (117)

081型式(二七)

二枚一組の板で紙の文書を挟み、紐で縛って封をする、いわゆる封緘木簡である。現在の封筒にあたる。切り込み部分に紐を掛け、その上に「封」字を記していた様子がわかる。裏面は未調整。



(24)

「**＜**（墨線）」

(98) × 38 × 4 039 型式 (二八)

039型式(二八)

上端部の切り込みに紐を掛け、その上に二本の墨線を入れて封ずる。このような封の仕方は従来あまり知られていない。裏面は未調整。



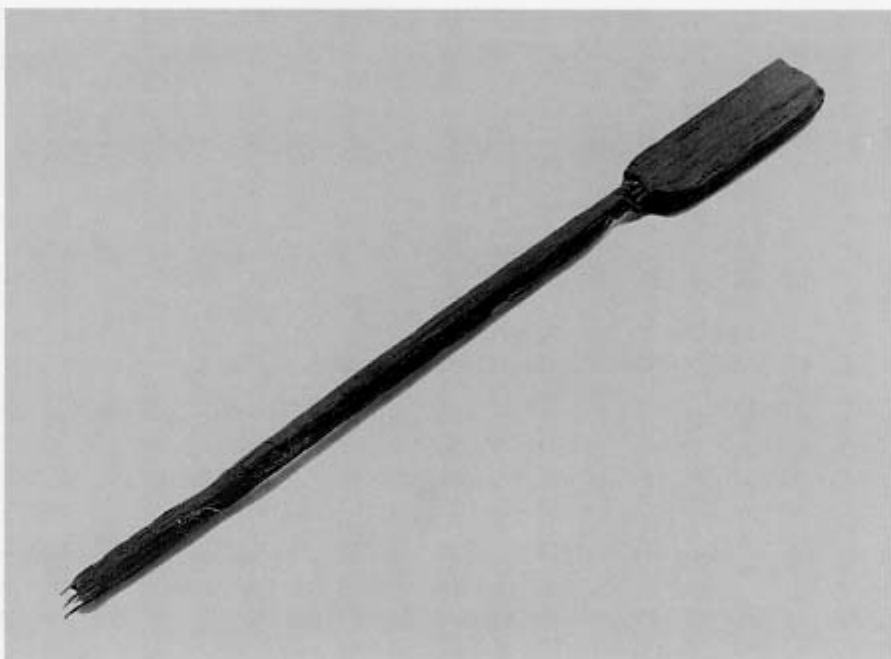
(25)

・

・

(355)×29×10・軸部径10 (一一〇)

書籍や文書を巻物にした際、内容を示す役目も果たす題箋軸。
両面とも墨痕があるようだが全く判読できない。



写真掲載分以外の木簡

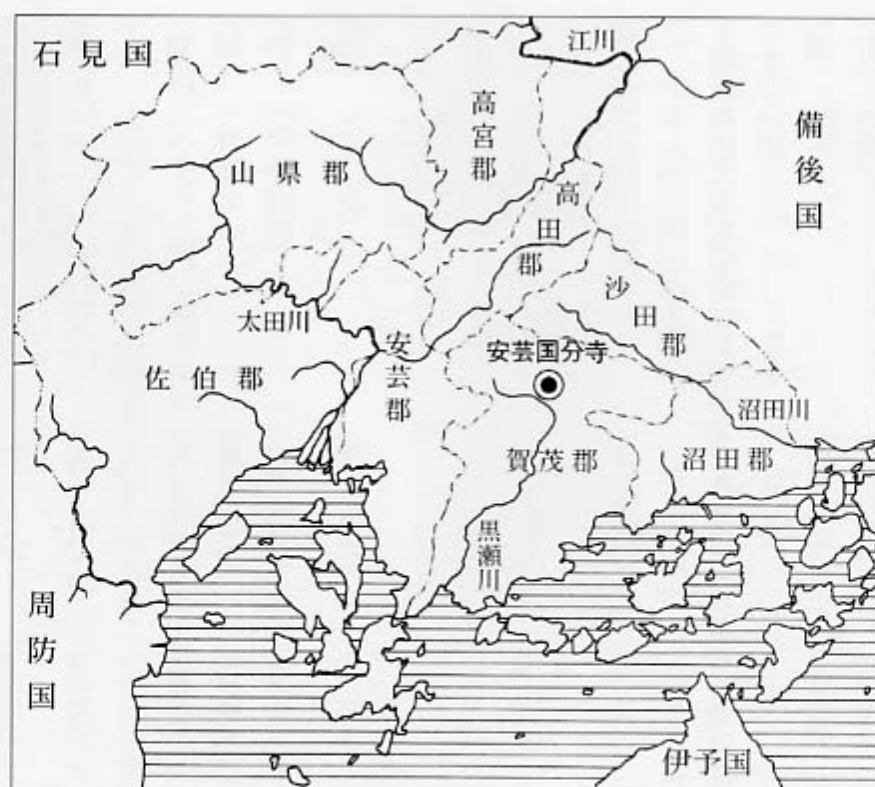
- | | | | |
|---------------------------------------|---|----------------|------------|
| (15) | 「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | (97)×24×4 | 039型式 (八) |
| (16) | 「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | (171)×17×5 | 059型式 (一七) |
| (17) | 「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | 142×21×3 | 032型式 (一一) |
| (18) | ・「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 石四斗 <input type="text"/> | (188)×27×7 | 039型式 (一二) |
| (19) | ・「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | 150×18.5×4 | 032型式 (一三) |
| (20) | 「 <input type="text"/> 甘連 <input type="text"/> | 116×17×7 | 032型式 (一四) |
| (21) | 「 <input type="text"/> 小豆四 × <input type="text"/> | (111)×20×3.5 | 039型式 (一五) |
| (26) | ・「 <input type="text"/> 交 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | (85)×37×5 | 081型式 (一八) |
| (27) | ・「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | (274)×(18)×(3) | 081型式 (一〇) |
| (28) | ・「 <input type="text"/> 進 <input type="text"/> <input type="text"/> | (237)×(13)×9 | 081型式 (二一) |
| (29) | ・「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | (89)×(8)×4 | 081型式 (三五) |
| 以下の(30)～(34)は、形態から荷札と思われるが、墨痕は確認できない。 | | | |
| (30) | 「 <input type="text"/> <input type="text"/> | (51)×27×4 | 039型式 (二三) |
| (31) | 「 <input type="text"/> <input type="text"/> | (101)×(17)×4 | 039型式 (三四) |
| (32) | 「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | 150.5×28×4 | 031型式 (三) |
| (33) | 「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | 197×30×5 | 031型式 (六) |
| (34) | 「 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | 119×23×5 | 031型式 (二四) |

解説

史跡安芸国分寺跡の第一二次調査では、四五一号土坑から木簡とともに多量の土器（須恵器・土師器・製塩土器）、瓦類、木片、樹皮のほか、「安居」・「斎会」などと記した墨書土器も出土した。それらと木簡が同時期に投棄されたものとする、毎年四月十五日からの安居（夏季の修行）が、すでに天平勝宝二（七五〇）年ごろ安芸国分寺で行われていたことになる。斎会（仏や僧尼に食事を供する）は安居の際のものか、毎年正月の金光明最勝王経の読経の際のものか。あるいは木簡（1）の日付を重視すれば、この年五月に都から諸国にわたって行われた仁王経の講説など、臨時の斎会に関わるものかもしれない。ともあれ木簡と墨書土器を組み合わせることで、国分寺における諸法会、宗教活動の始まりについての重要な資料となる。

木簡ではさらにこれまで見てきたように、安芸国内から米・蓐・薦・茵・簀（實）・佐良（皿）などが郡・郷単位で提供されている。小豆・枴子（山椒）などの食品名もみえる。木簡（3）の「鋪設」の語を重視すれば、国分寺建設の最中というよりも、仏像や金堂が整備された段階で、むしろ法会などに備えて安芸国内から必要な物品を集めたものと考えられる。木簡（1）の天平勝宝二年の送り状や木簡（2）の記録簡もその一環として理解できるのではない。国分寺創建期の法会に関わる諸物品がまとめて捨てられ、長い眠りについていたが、それをちょうど一二五〇年ぶりに開いたということである。

さて、国分二寺（僧寺・尼寺）の造営については、天平十三（七四一）年にそれまでのいきさつも踏まえた総括的な命令が出され、



古代安芸国略図（国史大辞典を一部改変）

その後もたびたび造営の督促が行われ、諸国の国分寺が出揃うのは、国分二寺の図を配布した天平宝字三（七五九）年以降という意見も強かった。しかし、天平勝宝二（七五〇）年の段階で安芸国分寺の堂舎が整備されていた可能性が高まるということになると、『統日本紀』天平十九（七四七）年十一月の「来る三年より以前を限りて、塔・金堂・僧房を造り、悉く皆了へしめよ」という、郡司に造営への参加を呼びかけた詔が、ある程度効を奏したのかもしれない。また、天平勝宝八（七五六）歳六月に翌年の聖武天皇一周忌に間に合うよう工事を急がせ、同年十二月に安芸を含む二六カ国に仏具が配布されているが、これら二六カ国はその段階で造営がすでに進行していたグループとの可能性もより高まってくる。

このような可能性は、先に今泉隆雄氏らによって但馬国分寺跡出土木簡の検討などからも指摘されていたが、今回の発見はさらにそれを強め、また国分寺における法会の始まりの時期やその準備のあり方を考える上でも好資料となる。全国の国分寺造営過程についての従来の見方に少なからず影響を与えるものと思われる。今後とも木簡の出土状況、墨書土器との供伴関係など慎重に検討を進めて行きたい。

検討作業については、佐竹昭（広島大学）が中心となり、西別府元日（広島大学）、平川南（国立歴史民俗博物館）、館野和己（奈良女子大学）、寺崎保広（奈良大学）らの各氏に加わっていただいた。また、釈文及び解説は佐竹が記述し、編集その他については当事業団の妹尾周三が行い、関広尚世がこれを補佐した。



451号土坑木屑層検出状況

天平勝宝二年 閏九月 帳法

阿岐のまほろば特集号

史跡安芸国分寺跡

— 出土木簡とその概要 —

発行日 平成十三年(二〇〇一)十一月

編集・発行 財団法人

東広島市教育文化振興事業団

(文化財センター)

東広島市西条町馬木五四一

TEL (〇八二四) 二五・三八八〇